

令和8年度 尾道市放課後児童クラブ 利用のしおり



新年度利用申込（令和8年4月～）

※途中利用、長期休業日利用含む



令和7年11月10日（月）

～12月10日（水）まで

随 時 利 用 申 込

※クラブが定員に達した場合は待機



入会希望月の前月10日まで

（休日の時は前開庁日）

尾道市福祉保健部子育て支援課（尾道市役所1階）

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

電話番号（0848）38-9215

E-mail : k-shien@city.onomichi.hiroshima.jp

尾道市ホームページ（放課後児童クラブ）

<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/life/10/39/26>

目 次

放課後児童クラブ利用のご案内	1 頁
1 活動内容	
2 利用できる児童	
3 開設期間	
4 放課後児童クラブ一覧	2 頁
5 開設日及び時間	3 頁
6 休会日	
7 利用（入会）申込受付から入会まで	
8 利用形態や就労状況等の変更の届出について	4 頁
9 辞退（退会）について	
10 利用解除について	
11 非常時の対応について	5 頁
事前利用手続きの流れ	6 頁
随時利用手続きの流れ	7 頁
添付書類について	8 頁
入会手続き等について	9 頁
1 スポーツ安全保険の加入について	
2 家庭連絡票について	
3 諸経費（おやつ・その他消耗品費）について	
4 安全・安心見守りカメラについて	
放課後児童クラブ利用料の納付について	10 頁
1 利用料について	
2 利用料の納付方法について	
3 利用料の納期限及び振替年月日（予定）	
4 口座振替依頼書の提出について	11 頁
5 利用料の減免制度について	
6 延長利用料の納付について	12 頁
《記入例》	13～15 頁
～ クラブ利用のQ&A ～	16～19 頁
令和8年度利用希望期間	20 頁
令和8年度年齢早見表	

放課後児童クラブ利用のご案内

尾道市では、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全育成を目的に、「放課後児童クラブ」を開設しています。

「放課後児童クラブ」は、小学校の余裕教室などに支援員等を配置し、授業の終了後や学校休業日に、自主学習活動、レクリエーション、集団あそびなどを行い、保護者の皆様が安心して働くことができ、子どもたちが放課後を豊かに過ごし、健やかに成長していけるよう努めています。

ご利用を希望される方は、事業内容をご理解のうえ、申し込みを行ってください。

1 活動の内容

自主学習 ・ おやつ ・ 自由あそび ・ 集団あそび

2 利用できる児童

原則として、市内の小学校に在学する児童、または、市内に住所を有する市外の小学校に在学する児童、市内の特別支援学校に在学する児童であって、保護者が次の条件のいずれかに該当する世帯に属する児童です。

- 1 保護者が**就労のため**、昼間家庭にいない（家庭内就労も含む）場合、**利用するための要件は**
 - ◆（月～金のクラブ利用の場合）月～金曜日の間で14時以降の勤務日が週3日以上（長期休業日は12時以降の勤務日が週3日以上）あること
 - ◆（土曜日に利用の場合）上記に加えて、土曜日に12時以降の勤務が月1日以上あること
- 2 保護者が**傷病または心身の障害のため**、児童を保育することができない場合
- 3 保護者が長期にわたり、傷病または心身に障害がある**同居の親族を常時介護しているため**、児童を保育することができない場合
- 4 保護者が**震災、風水害、火災その他の災害復旧のため**、児童を保育することができない場合
- 5 前4項に準ずる場合で、市長が特に必要と認めた場合

※上記の「保護者」とは、父母及び同居の祖父母・曾祖父母（ただし、65歳未満の人）です。

※利用希望の児童について、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けている、または交付は受けてはいないが集団での活動に配慮が必要であると思われる場合は、申込書裏面に必ずその旨ご記入ください。利用要件を満たしている場合であっても、児童の状況によっては、受け入れできない場合があります。

3 開設期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（※新1年生も4月1日から利用できます。）

4 放課後児童クラブ一覧

開設場所は次のとおりです。

令和7年11月現在

放 課 後 児 童 ク ラ ブ 名	所 在 地	電 話 ・ F A X
吉 和 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	旧吉和幼稚園（東元町 26-3）	0 8 4 8 - 2 3 - 5 3 0 1
栗 原 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	栗原小学校 北校舎 1 階（西則末町 11-16）	0 8 4 8 - 2 3 - 3 9 3 2
栗 原 北 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	栗原北小学校 1 階（栗原町 11750）	0 8 4 8 - 2 3 - 9 2 3 0
山 波 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	山波小学校 北校舎 1 階（山波町 1630）	0 8 4 8 - 3 7 - 3 1 7 0
日比崎第 1 放課後児童クラブ	平原台コミュニティセンター（平原 4 丁目 2-37）	0 8 4 8 - 2 3 - 3 9 5 3
日比崎第 2 放課後児童クラブ	栗原西 1 丁目 4-38	0 8 4 8 - 2 2 - 2 8 2 2
日比崎第 3 放課後児童クラブ	日比崎小学校 新校舎 2 階（日比崎町 12-1）	0 8 4 8 - 2 3 - 3 4 5 3
尾道みなと放課後児童クラブ	尾道みなと小学校特別教室棟 1 階（長江 3 丁目 10-4）	0 8 4 8 - 3 7 - 3 9 3 0
高 須 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	ベイタウン尾道組合会館内（東尾道 4-4）	0 8 4 8 - 4 7 - 6 6 3 0
高 須 第 2 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	東部公民館高須南分館内（高須町 4750-2）	0 8 4 8 - 4 6 - 3 1 5 1
三 成 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	美ノ郷町三成 1111-4	0 8 4 8 - 4 8 - 0 2 0 1
三成第 2 放課後児童クラブ	美ノ郷町三成 1185-1	0 8 4 8 - 4 8 - 2 6 6 2
御 調 中 央 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	市公民館 2 階（御調町市 1110-1）	0 8 4 8 - 7 6 - 2 3 7 0
御 調 西 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	河内公民館 2 階（御調町丸河南 90-1）	0 8 4 8 - 7 6 - 1 9 8 5
西 藤 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	西藤小学校敷地内（西藤町 1500）	0 8 4 8 - 5 5 - 2 0 5 0
美 木 原 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	美木原小学校敷地内（美ノ郷町本郷 604）	0 8 4 8 - 4 8 - 3 8 1 1
向 島 中 央 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	向島中央小学校 1 階（向島町 5979）	0 8 4 8 - 2 0 - 6 2 8 7
向 東 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	向東小学校 南校舎 2 階（向東町 8670）	0 8 4 8 - 4 5 - 3 3 2 1
浦 崎 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	浦崎小学校 1 階（浦崎町甲 2246）	0 8 4 8 - 7 3 - 2 0 2 2
因 島 南 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	因島南小学校隣接（因島土生町 1321-1）	0 8 4 5 - 2 2 - 2 1 4 1
因 北 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	因北小学校 1 階（因島中庄町 3322）	0 8 4 5 - 2 4 - 0 3 8 8
重 井 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	重井小学校 1 階（因島重井町 3309-1）	0 8 4 5 - 2 5 - 0 1 6 1
瀬 戸 田 放 課 後 児 童 ク ラ ブ	瀬戸田市民会館 1 階（瀬戸田町瀬戸田 535-1）	0 8 4 5 - 2 7 - 2 4 5 4

※日比崎第 1、高須・高須第 2、向島中央放課後児童クラブは、小学校からバスで移動します。（向島中央小除く）

※施設の状況及び申込状況により、開設場所を変更・閉所する場合があります。

放課後児童クラブの送迎は、原則保護者での対応となります。

5 開設日及び時間

開 設 日	開 設 時 間
月曜日～金曜日の学校登校日（通常日及び短縮授業日等）	授業終了後（放課後）から <u>18時半まで</u> ※2
土曜日（土曜日開設クラブのみ）※1	8時から18時まで※2
長期休業日・学校行事振替休業日	<u>8時</u> ※3 から <u>18時半まで</u> ※2

※1 利用希望者が一定以上の場合開設します。

※2 利用希望者が一定以上の場合、19時まで開設します。（18時半（土曜日は18時）以降は有料）

※3 利用希望者が一定以上の場合、7時半からの開設になります。

学校登校日のお迎え、長期休業日、学校行事振替休業日及び土曜日の送迎は、保護者での対応となります。

また土曜日開設、時間超過開設の開設状況は、利用承諾通知でご確認ください。

6 休会日（実施しない日）

- ◆土曜日（土曜日開設クラブを除く）、日曜日
- ◆祝日（国民の祝日に関する法律に規定する日（昭和23年法律178号）
- ◆盆休み（8月13日から8月15日まで）、年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ◆市長が特に必要と認めた日

7 利用（入会）申込受付から入会まで

（1）申込（入会）受付場所・受付時間

- ◆各放課後児童クラブ 放課後児童クラブの開設時間内
- ◆子育て支援課 開庁日の8時30分から17時15分まで
- ◆因島福祉課 開庁日の8時30分から17時15分まで

（2）提出書類

- ◆放課後児童クラブ利用申込書
- ◆就労証明書、診断書などの証明書 ⇒ 8頁「添付書類について」を参照
 ※証明内容を証明者へ照会させていただく場合があります。
 ※提出された書類に不備があったときには、返却させていただきます。

（3）受付期間及び結果通知

令和8年度中に利用を希望する人は、この受付期間内に提出書類を持参して申し込んでください。年度当初からの申込受付期間内（表中①）に申込をされた方を優先としますが、定員に達した時には審査のうえで、待機又は利用希望されてないクラブへのご案内となる場合があります。受付期間後でも随時受付は行いますが、定員に達した場合は待機とさせていただきます。

年度途中でも、あらかじめ利用が分かっている場合は、必ず年度当初からの申込受付期間内（表中①）に申し込んでください。

利用開始希望日	申込書の受付期間	結果通知
年度当初から年間利用	① 令和7年11月10日(月) ～令和7年12月10日(水) ② 上記期間を過ぎて 4月からの利用を希望される場合 令和8年1月9日(金)まで	①令和8年2月下旬頃 発送予定 ②令和8年3月上旬頃 発送予定
長期休業日（学年始・夏季・冬季・学年末）を利用する場合		
年度途中から利用する場合		

《受付期間の注意》

◆①の申込書の受付期間内に申込まれた方を優先に審査します。

◆①の申込書の受付期間を過ぎても**4月からの利用申込は令和8年1月9日(金)**まで受け付けます。この場合は3月上旬を目安に通知します。

◆**令和8年1月10日(土)以降の申込は、5月以降の利用受付とします。**

※なるべく①の申込書の受付期間に申込んでください。

◆当初の申請以降で必要となった人は、入会希望月の前月10日までに申込んでください。

(4) 利用(入会)選考審査について

利用(入会)の決定は、審査のうえ、令和8年2月下旬を目安に通知します。

利用承諾後に、申込内容が事実と異なる場合は、再度審査し、放課後児童クラブ利用の必要がないと認めたときには、利用を解除することがあります。

利用承諾された人は「入会手続き等について」(9頁)を参照し、入会の手続きを行ってください。

(5) 利用希望期間の変更について

利用期間を変更する場合は、一度利用を辞退(退会)していただき、再度申込をしてください。再度お申込みされた場合は、改めて審査することとなり、希望している期間からの利用ができなくなる場合がありますのでご了承ください。

8 利用形態や就労状況等の変更の届出について

利用内容(利用・登録区分など)に変更がある場合は、前月10日までに、利用内容以外(氏名、住所、電話番号、就労先、緊急連絡先など)に変更があった場合には、**速やかに、「放課後児童クラブ利用変更届」**を提出してください(各クラブに提出でも可)。就労先の変更の場合は、変更後の就労証明書を添付してください。

児童がケガや病気などで、やむを得ず1カ月以上継続して利用を休止する場合は、「放課後児童クラブ利用休止届」を提出してください。(用紙は各クラブにあります。)

9 辞退(退会)について

辞退(退会)する場合には、「**放課後児童クラブ利用辞退届(退会届)**」を必ず提出してください。辞退(退会)する(最終利用日)月の10日までに届出を行ってください。「辞退届(退会届)」の提出がない限り、辞退(退会)を受付けたことにはなりません。

利用前辞退でも、必ず利用開始の前日までに「**辞退届(退会届)**」を提出してください。(承諾日より利用料が発生します。) 届出日より遡っての退会は認めません。

※**保護者の就労状況等により、1カ月以上利用しない期間が生じる場合は、退会してください。**

また、1カ月の利用日数が6日に満たない(5日以下)ときは、退会していただく場合があります。必要時に改めて入会手続きを行ってください。

10 利用解除について

次のいずれかに該当する場合には、利用を解除する場合があります。

- ① 1頁の『2 利用できる児童』に該当しなくなったとき
- ② 利用料等を滞納しているとき
- ③ 市条例等児童クラブの運営に関する規程に従わないとき
- ④ その他児童クラブの運営上支障をきたすとき

11 非常時の対応について（台風・地震等の自然災害の特別警報発令時や犯罪事件発生時など）

ク ラ ブ 休 会		ク ラ ブ 開 設	
学校登校日	・登校前に小学校が休校となった場合 ・登校後、警報の発令で給食前の下校となった場合	学校登校日	・登校後、警報の発令で給食後に下校となった場合（警報が解除されてない場合は、必ず保護者のお迎えをお願いします。）
学校休業日	・警報レベル4の「避難指示」が発令された場合 ・子育て支援課が必要と認めた場合	学校休業日	・原則、警報は発令されているが「避難指示」は発令されていない場合（状況により休会となる場合もあります。） （警報が解除されてない場合は、必ず保護者の送迎をお願いします。）

※休会の連絡は放課後児童クラブのチェックインメールでお伝えしますので入会の際には児童名での登録をお願いします。（きょうだいの場合は、1人ずつ登録してください。）

◎各提出書類の様式は、尾道市ホームページをご参照ください。

（尾道市放課後児童クラブの利用申込について）

<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/site/onohug/56831.html>

次の二次元コードから電子申請も可能です。

- ・放課後児童クラブ利用辞退（退会）届



- ・放課後児童クラブ利用変更届

利用内容に関する項目（利用希望期間・利用区分・登録区分）



世帯情報に関する項目（保護者氏名、住所、電話番号・世帯員の状況・緊急連絡先）



就労情報等に関する項目（保育できない理由・就労内容）



- ・放課後児童クラブ利用料減免申請書

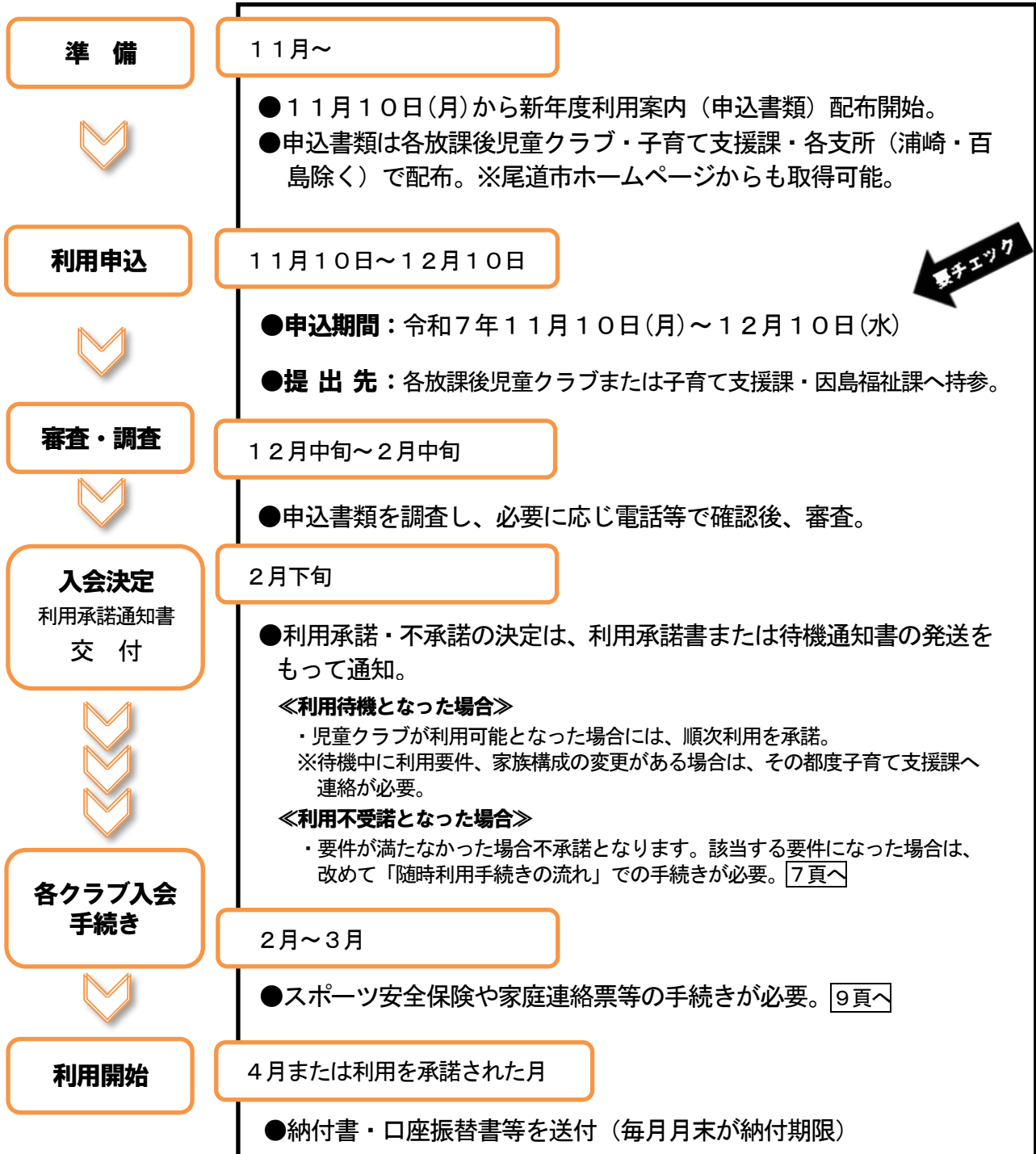


事前利用手続きの流れ

令和8年度中に利用を希望する人は、事前に申込期間内に手続きをしてください。

参考例・令和8年4月～令和9年3月まで年間利用したい。

- ・令和8年度中に利用することがあらかじめ分かっている。（6月から就業するなど）
- ・長期休業日（学年始、夏季、冬季、学年末など）のみ利用したい。

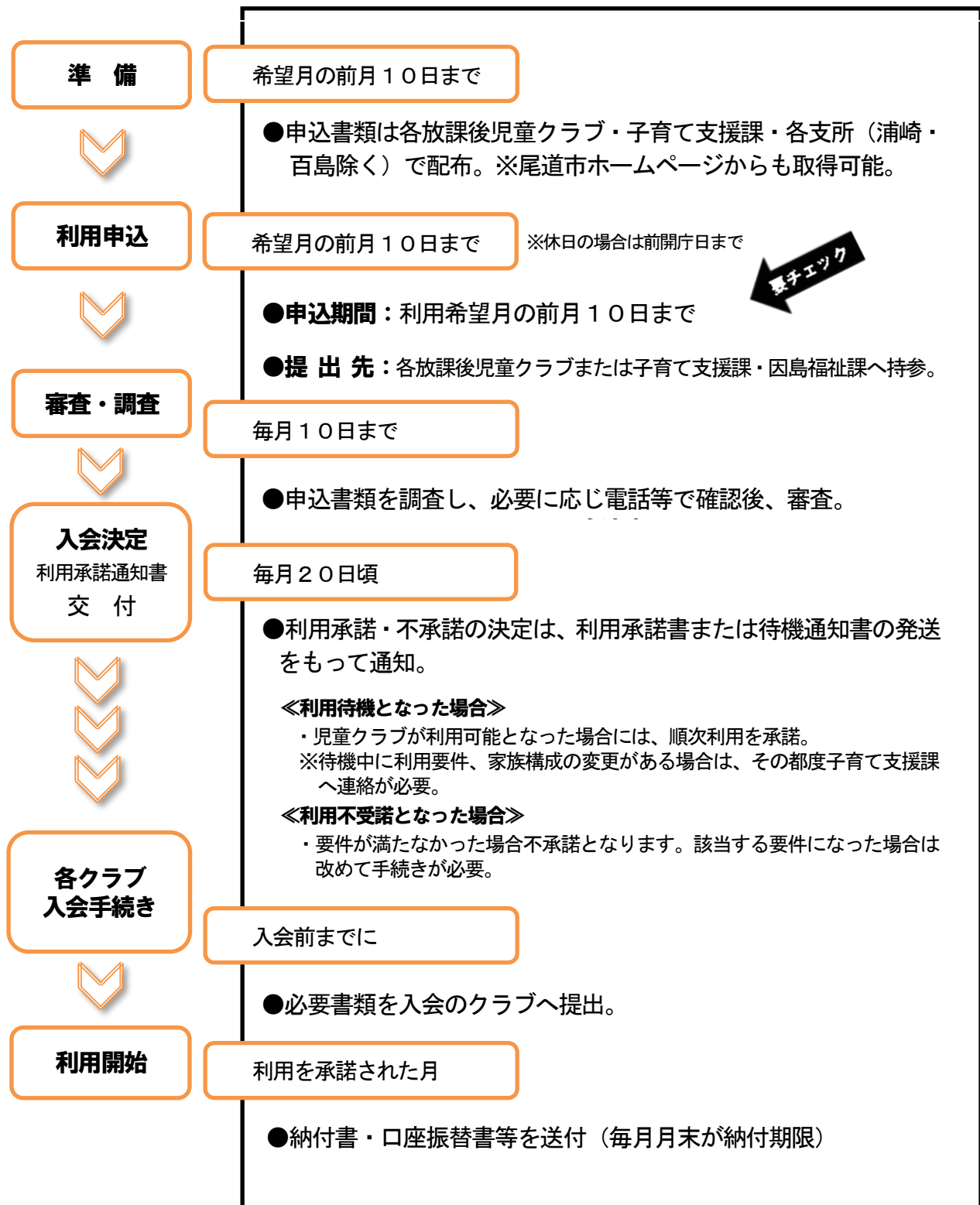


※4月からの利用について、クラブの利用定員に余裕があった場合、**令和8年1月9日(金)**を申込期限として、受付する場合があります。この場合の決定通知は3月上旬頃となります。

この期間を過ぎた場合の申込は、5月以降利用開始とします。

随時利用手続きの流れ

年度途中で利用が必要になった人は、利用希望月の前月10日までに手続きしてください。



添付書類について

保護者（※）については、状況を証明する添付書類が必要です。（兄弟姉妹で利用する場合は、それぞれに添付する必要はありません。**年少児童**の申込書に添付してください。）

※父母及び同居の祖父母・曾祖父母（ただし、65歳未満の人）をいいます。

★保護者の状況を証明する添付書類★

区 分		必須書類	追加でいずれかひとつ添付
被雇用者（会社員等） （株式・有限・官公庁に勤務）		就労証明書	
自営業等従事者 （個人事業・農業・漁業・業務委託・下請業）		就労証明書	≪自営業中心者・業務委託・下請業≫ ・確定申告書、又は市民税申告書の写し ≪開業1年以内・開業予定≫ ・開業届（法人番号指定通知書）の写し ≪専従者≫ ・確定申告書（事業専従者であることがわかるもの）の写し等
病気・負傷・心身障害 （保護者が病気やけが、または心身の障害のため、児童の保育ができない場合）		病気等・出産・ 就学申立書	・医師の診断書 ・障害者手帳（身体・精神・療育）等の写し
出産の前後 （出産を含む月の前後2カ月）		病気等・出産・ 就学申立書	・親子（母子）健康手帳の写し （表紙及び分娩予定日の記入ページ）
就学・職業訓練		病気等・出産・ 就学申立書	・在学証明書及びカリキュラム （時間配分のわかるもの）
介護 （保護者が常時介護にあたっているため、保育ができない場合）		介護状況申立書	・ケアプランの「週間サービス計画書」の写し ・介護保険証の写し ・障害者手帳（身体・精神・療育）等の写し ・医師の診断書
その他	家庭の災害	・被（り）災証明書（火災・自然災害等）	
	社会的養護が必要な場合	・申立書・意見書など	

＜＜注意事項＞＞

- ・求職活動による利用は受付しません。就労が決まってから、お申し込みください。
- ・就労証明書については尾道市に提出する保育所（園）・認定こども園の令和8年度入所申込用の就労証明書を放課後児童クラブの入会申し込み用として利用することが出来ます。写しでも可能ですので、**必ず添付**してください。
- ・就労証明書の訂正時、訂正印は不要です。取消線で訂正してください。（修正液(テープ)は使用しないでください。）
- ・就労証明書に担当者以外の加筆及び申込者本人が記入したものは無効です。証明内容に虚偽があった場合は、利用取消となります。
- ・利用期間内に就労証明の雇用期間が切れる場合は、更新契約期間等の内容が明記されている契約書の写し、または就労証明書の提出をお願いします。（利用開始時点で雇用期間が切れている場合は、更新された就労証明書を提出ください。）
- ・自営業の専従者において、小遣い程度の手伝い・協力者については、クラブ利用の要件に該当しません。
- ・医師の診断書には、病名・障害名のほか治療内容・治療期間・保育できない理由を明記してあるものをお願いします。

入会手続き等について

利用承諾（入会決定）通知を受けた保護者は、通知書を持参のうえ、入会の前日までに必ずご利用予定のお子さんと一緒に放課後児童クラブに来会してください。支援員から入会の説明を受け、必要な手続き・支払い等を行ってください。

提出物	・スポーツ安全保険加入申込書 ・家庭連絡票	
諸経費	・スポーツ安全保険料 ・おやつ、その他消耗品費 (入会月分)	・諸経費については、決められた期日までに各放課後児童クラブへ納めてください。 ・収支内訳については、別途放課後児童クラブから会計報告をします。

1 スポーツ安全保険の加入について

放課後児童クラブを利用する児童の万が一に備え、財団法人スポーツ安全協会の制度「スポーツ安全保険」の加入を必ずお願いします。

加入申込書に記入のうえ、利用の放課後児童クラブへ提出してください。保険料は、児童一人当たり掛金800円です。

※浦崎放課後児童クラブを利用する方は、浦崎放課後子ども教室の保険も兼ねています。

※途中で利用辞退（退会）された場合の掛金は返還できません。

2 家庭連絡票について

利用していただく児童の状況について、各項目の記載をお願いします。

※健康状態について、薬の服用やアレルギーの有無など、特に心配な点や個別な対応が必要と思われる場合には、各放課後児童クラブへご相談ください。また、対応が必要となる場合は、診断書や学校へ提出される書類の写しを添付して、ご提出をお願いします。

3 諸経費（おやつ、その他消耗品費）について ※詳細は各放課後児童クラブへお問い合わせ下さい。

月額1,500～2,000円程度かかります。（長期休業日、土曜日利用者は別途加算があります。）

また、クラブで食べなかったおやつを持ち帰り、返金はありません。（休会された場合でも同様に、おやつを持ち帰り、返金はありません。）

必要経費など（実費）について、その都度集金させていただく場合があります。

4 安心・安全見守りカメラについて

放課後児童クラブでは、児童の安全及び事故防止のため、「安全・安心見守りカメラ」を設置しています。

この「利用のしおり」のほか、利用承諾者に配布する

「放課後児童クラブガイドブック」を参考にしてください。

放課後児童クラブ利用料の納付について

放課後児童クラブを利用する児童の保護者は、利用（入会）期間中、次のとおり利用料の納付をお願いします。《全クラブ共通》

1 利用料について

- ◆ 全てのクラブにおいて、利用料がかかります。（諸経費は別になります。）
- ◆ 利用料は、「辞退届（退会届）」の提出がない限り、必要になります。（遡っての退会はできません）
- ◆ 利用料については、申請により減免があります。（諸経費の減免はありません。）

年間利用 月～金曜日利用（登録）児童	一人当たり 月額3,000円（8月分は月額4,000円）	
年間利用 月～土曜日利用（登録）児童	一人当たり 月額4,500円（8月分は月額5,500円）	
長期休業期間のみ 利用（登録）児童 （※夏季は年間利用の月額と同じ）	春休み（4月分）	一人当たり 月額1,500円
	冬休み（12月分）	一人当たり 月額1,500円
	冬休み（1月分）	一人当たり 月額1,500円
	学年末（3月分）	一人当たり 月額1,500円

◎利用料は、利用日数にかかわらず月毎に必要です。日割り計算はしません。

（例）利用区分が長期休業日のみ利用（長期休業日の全ての期間の「月～金曜日」利用）の場合、4・12・1・3月分は各1,500円、7月分は3,000円、8月分は4,000円の合わせて13,000円がかかります。

2 利用料の納付方法について

口座振替（金融機関からの引き落とし）または、納付書で金融機関（一部手数料有）かコンビニ、スマートフォンアプリでの支払いとなります。

3 利用料の納期限及び振替年月日（予定）

各期利用料の納期限、及び口座振替年月日は、次のとおりです。

期別	月別	納期限・振替年月日	期別	月別	納期限・振替年月日
1期	4月分	令和8年4月30日	7期	10月分	令和8年11月2日
2期	5月分	令和8年6月1日	8期	11月分	令和8年11月30日
3期	6月分	令和8年6月30日	9期	12月分	令和8年12月25日
4期	7月分	令和8年7月31日	10期	1月分	令和9年2月1日
5期	8月分	令和8年8月31日	11期	2月分	令和9年3月1日
6期	9月分	令和8年9月30日	12期	3月分	令和9年3月31日

4 口座振替依頼書の提出について（利用決定後）

- ・希望の市内金融機関へ前月20日までに申し込みしてください。
- ・新規で口座振替を利用する場合や、今まで引き落としをしていた口座から変更する場合には、再度「口座振替依頼書」を提出してください。
- ・継続して児童クラブを利用し、前年度と同じ口座からの引き落としを希望する場合は提出不要です。（以前に口座振替登録を行っている場合は、手続きしない限り、自動的に口座振替が継続されます。）
- ・手続きから口座振替が開始されるまで約1カ月半かかります。

※ 申込み世帯ごとに1部提出してください。（利用児童ごとではありません。）

《記入上の注意》

- ・「納入義務者」は利用申込書に記入した「申込者（保護者）」名を、「口座名義人」は通帳に記載された人を記入してください。間違いがあると正しく引き落としが行われません。
- ・整理番号の記入をお願いします。（納付通知書に記載の整理番号を記入してください。）
- ・指定預貯金口座の金融機関名は支店名まで記入してください。
- ・押印は複写部分を含めて1カ所（届出印）です。
- ・「納入義務者」の印鑑は認印で結構ですが、「口座名義人」欄の印鑑は必ず通帳の金融機関の届出印を押印してください。

- ◆ 口座振替のできる金融機関（尾道市指定・収納代理金融機関、ゆうちょ銀行）は下記のとおりです。（口座振替の手続きは尾道市内の店舗で行ってください）

銀行	広島銀行、中国銀行、三井住友銀行、伊予銀行、もみじ銀行、愛媛銀行、山口銀行
金庫	しまなみ信用金庫、中国労働金庫
信用組合	広島県信用組合、備後信用組合
農業協同組合	尾道市農業協同組合、ひろしま農業協同組合
漁業協同組合	広島県信用漁業協同組合連合会
ゆうちょ銀行	全国のゆうちょ銀行

※振込手数料は不要です。

- ◆ 納付書で納付する場合や、年度の途中からの利用を開始する場合等は、納付書を送付しますので、指定期限までに納付してください。

5 利用料の減免制度について

放課後児童クラブを利用されている世帯で、次の事由に該当する場合は、申請により利用料を免除します。（申請がない場合は利用料金が発生します。）

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 就学援助世帯
- ③ 令和8年度に納付すべき市民税が非課税である世帯
（世帯分離をしている場合でも同一生計とみなす場合は、全員について審査対象となります。）
- ④ 現に在住している住宅又は家財が火災・風水害、震災またはこれに類する災害に被害を受けた世帯に属する場合（当該年度の罹災証明書を添付）
- ⑤ その他特別な事情がある場合（特別な事由が確認できるものを添付）

※結果については、別途通知します。

※審査の結果、減免事項に該当とならなかった場合は、ご利用月からの納付書を送付いたします。

6 延長利用料の納付について

放課後児童クラブの利用時間は、18：30（一部 19：00）までです（土曜日は 18：00 までです）。18：30（土曜日は 18：00）を過ぎますと時間延長利用料（1人1回300円（1カ月上限3,000円））が生じます。1カ月分を集計後、納付書を送付しますので、必ず納期限までに指定の金融機関でお支払いください。

また、延長利用料は減免制度の対象にはなりません。

◆ 尾道市指定金融機関は下記のとおりです。

銀行	広島銀行、中国銀行、伊予銀行、もみじ銀行、愛媛銀行、山口銀行
金庫	しまなみ信用金庫、中国労働金庫
信用組合	広島県信用組合、備後信用組合
農業協同組合	尾道市農業協同組合、ひろしま農業協同組合
漁業協同組合	広島県信用漁業協同組合連合会

※手数料は不要です。



記入例

放課後児童クラブ利用申込書（令和8年度）

申込日 令和7年11月20日

尾道市長様

申込書は必ず保護者が**黒のボールペン**で漏れなくはっきりと記入してください。
(修正液は使用しないでください。)

申込者
(保護者)

〒722-8501

住所 尾道市久保一丁目15番1号

(フリガナ) オノミチ タロウ

氏名 尾道太郎

(申込者本人が自筆で署名してください)

電話 (0848)-xx-xxxx

(利用申し込みについての問い合わせ先を記入してください)

令和8年4月1日現在の年齢及び学校名・学年を記入してください。

放課後児童

の利用について、次のとおり申し込みます。

フリガナ	オノミチ ハナコ	性別	男・ ☒ 女	生年 月日	平成31年4月12日	R8年4月1日現在の 満年齢 (6)歳		
利用児童名	尾道 花子							
学校名 及び学年	R8年4月1日現在の新学年(利用学年) 尾道市立 栗原 小学校 第1学年	利用希望 期間※1			令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで			
※新1年生 のみ記入	出身保育所(園)・認定こども園・幼稚園などの施設名 西藤保育所	利用区分 ※4 (上記の期間の うち、希望する □に✓をつけて ください)	1	☒ 年間利用(長期休業日を含む) □7:30から利用 □19:00まで利用 ☒ 延長利用なし				
希望クラブ名 ※2	栗原 放課後児童クラブ		2	☐ 年間利用(長期休業日を除く) □19:00まで利用 □延長利用なし				
登録区分 ※3	☒ 月～金曜日 □月～土曜日		3	☐ 長期休業日のみ □7:30から利用 □19:00まで利用 □延長利用なし				
				※18:30～19:00の利用については1回300円、月上限3,000円の利用料が必要です				
申込児童 以外の全 世帯員 ※5	氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	職業(勤務先) 病気の状態等	電話番号		
	尾道太郎	父	昭和61年9月6日	39	〇〇工業㈱	084-xxxx-xxxx		
	尾道市子	母	昭和62年7月11日	38	〇〇産業㈱	25-xxxx		
	尾道次郎	弟	令和2年6月8日	5	西藤保育所			
	向島一郎	祖父	昭和37年4月25日	63	〇〇商店	23-xxxx		
	向島町子	祖母	昭和41年8月1日	59	〇〇電気	25-xxxx		
緊急連絡先 ①※6 氏名 尾道市子			児童との続柄 母	電話番号 090-xxxx-xxxx				
緊急連絡先 ②※6 氏名 向島町子			児童との続柄 祖母	電話番号 080-xxxx-xxxx				
減免申請	1. 生活保護 2. 就学援助 3. 市民税非課税 4. 災害被災 5. その他()							
市記入欄	利用の可否	承諾利用期間	承諾利用期間					
	☒ 是 ☐ 否	☐ 年間利用(すべての期間)	自	年	月	日		
	該当する事項があれば○で囲んでください。「減免申請書」を別途提出してください。「減免申請書」は、利用決定時に送付します。		至	年	月	日		
			選考基準番号	選考結果	受付者印	担当者印		
承諾		☐ 夏休み ☐ 冬休み ☐ 学年末(3月)						

裏面も記入してください

同一世帯で2人以上の児童の入会を申し込みされる場合は、児童1人につき申込書を1通ずつ作成してください。（1枚に2人以上の申し込みはしないでください。）

※1「利用希望期間」には、利用を希望する期間の初日と最終日を記入してください。
（20頁「令和8年度 利用希望期間」参照）

※2「希望クラブ名」について
定員を超えた場合、選考審査のうえ、待機とさせていただきます場合があります。

※3「登録区分」には、「月～金曜日」、または「月～土曜日」のいずれかの□に✓をつけてください。
・保護者の土曜日の勤務等が確認できない場合は、「月～金曜日」で登録させていただきます。
・土曜日開設については、利用希望者が一定数以上の場合に開設します。

※4「利用区分」には、利用希望期間のうち実際に利用を希望する期間の□に✓をつけてください。
利用期間を変更する場合は、一度利用を辞退（退会）していただき、再度申込をしてください。
再度お申込みされた場合は、改めて審査することとなり、希望している期間からの利用ができなくなる場合がありますのでご了承ください。

◎夏休みのみ希望する場合の記入例

利用希望 期 間※1	令和 8 年 7 月 21 日 から 令和 8 年 8 月 31 日 まで				
利用区分 ※4 (上記の期間の うち、希望する □に✓をつけて ください)	1	☐ 年間利用（長期休業日を含む） ☐ 7：30から利用 ☐ 19：00 まで利用 ☐ 延長利用なし			
	2	☐ 年間利用（長期休業日を除く） ☐ 19：00 まで利用 ☐ 延長利用なし			
	3	☒ 長期休業日のみ ☒ 7：30から利用 ☐ 19：00 まで利用 ☐ 延長利用なし			
	※18：30～19：00の利用については1回300円、月上限3,000円の利用料が必要です				

・時間超過開設については、利用希望者が一定数以上の場合に開設します。

※5「申込児童以外の全世帯員」について

- ・同居の世帯員については、添付する証明書等に基づいて勤務先の事業所名（自営の人は商号）と電話番号を、学生であれば学校名と学年等を、また病気の方は病名を記入してください。
《ただし、年齢が65歳以上の保護者は、保育できない状況を証明する添付書類は不要です。》
- ・未成年の人で学校等に就学している場合には、保育所、幼稚園または学校名及び学年等を記入してください。

※6「緊急連絡先」には、連絡先の人の名前、児童との続柄、電話番号（携帯電話など）を記入してください。連絡がつく番号を二つ記入してください。

**記入もれ、添付書類の不備がある場合には、
書類を返却し再提出をお願いすることがあります。**

《全員記入してください》

記入例

すべての設問について、あてはまるところへ✓を記入してください。

※この欄の記入により、放課後児童クラブのご利用及びご希望の対応をお約束するものではありません。

児 童 の 状 況※7	
1) 児童の健康状態等	① 現在の健康状態 ☒おおむね良好 ☐病弱ぎみ ☐定期的な通院等あり ② これまでにかかった大きな病気等 ☐無 ☒有（内容：髄膜炎） ③ アレルギー ☐無 ☒有（内容：卵アレルギー） ④ 手帳の所持 ☐無 ☐障害者手帳（ 級） ☒療育手帳（ B 判定/級） ⑤ 発達相談 ☐無 ☐相談予定・希望あり ☒有→発達支援施設の利用：☐無 ☒有（ 〇〇〇園 ） 支援学級の利用：☐無 ☐有 ⑥ 児童に障害または傷病等により支援を要する状況はありますか。 ☐無 ☒有 支援を要する内容について、具体的に記入してください。 内容： 例) 目を合わせて話すと理解しやすい。
2) その他※8 放課後児童クラブの 利用にあたり、気 になることがあ れば記入してくだ さい。	例) 集団での活動に参加できにくい。人との関わりが苦手。

※利用要件を満たしている場合であっても、児童の状況によっては、受け入れできない場合があります。

※7「児童の状況」は、全員必ず記入してください。

※8「2）その他」は、障害者手帳や療育手帳の交付を受けているなど、集団での活動に配慮が必要であると思われる児童の保護者は、詳しくご記入ください。

**記入もれ、添付書類の不備がある場合には、
書類を返却し再提出をお願いすることがあります。**

～ クラブ利用のQ&A ～

申込について

Q. 利用申込書はどこでもらえる？

A. 市役所子育て支援課・因島総合支所・御調支所・向島支所・瀬戸田支所・各クラブで受取できるほか、尾道市のホームページからもダウンロード可能です。（御調支所・向島支所・瀬戸田支所では提出の受付をしていませんのでご注意ください。）

Q. 利用区分って何？

- A. 1. 年間利用（長期休業日含む）⇒ 1 学期・ 2 学期・ 3 学期＋春休み・夏休み・冬休み
2. 年間利用（長期休業日除く）⇒ 1 学期・ 2 学期・ 3 学期
3. 長期休業日のみ ⇒ 春休み・夏休み・冬休み

※上記区分と合わせて、利用希望期間欄で利用したい日付を記入する必要があります。
（例：1 学期と夏休みのみ利用される場合は、4 月 6 日～8 月 3 1 日と記載。）

Q. 祖父母と住所は同じだが建物が違うため、同居扱いにしてほしくない。

A. ガス・電気・水道いずれかの請求が別々であれば、それぞれのご家庭での請求のコピーを添付してください。ない場合は祖父母（65 歳未満の場合）の就労証明書が必要です。

Q. 父親が単身赴任中だが就労証明書は必要？

A. 住民票の住所地が別になっている場合（市外在住）、就労証明書は必要ありません。
※ただし「児童以外の世帯員欄」には記入をお願いします。

Q. 土曜日のみ利用できる？

A. 土曜日からの利用はできません。ファミリーサポート制度など他のサービス利用をご検討ください。

Q. 年度途中申込で、月～土を申込みしたいが希望クラブに土曜日開設がない。土曜日利用できない？

A. 土曜日のみ別のクラブを選んでいただきます。土曜日用に別途申込みは不要です。

Q. 市外の学校に通学しているが、利用できる？

A. 市内に在住であれば利用可能です。ただし、クラブの送迎はありませんので、保護者の責任において登会させてください。

Q. 市外から転居してくる。住所がまだ変わっていないが申込できる？

A. 申込可能です。新しい住所が決まっていれば申込書に記載してください。（承諾となっても仮通知になります。正式な通知となるのは、新しい住所に移ってからですので、子育て支援課への連絡が必要です。）

Q. 出産で利用できる？

A. 産前産後2カ月利用可能です。「利用申込書」と「病気等・出産・就学申立書」、及び「親子（母子）手帳の表紙・分娩予定日（自分で記入）のコピー」を添付してご提出ください。（育休中はご利用いただけません。育休復帰で利用を希望する場合、就労証明書の育休期間を証明したものがが必要です。育休復帰の日から利用可能です。なお、月の途中から利用する場合でも利用料の日割り減免はありません。）

Q. 求職中でも申込はできる？

A. 求職活動を理由とする申込はできません。（申込時は就労していないが、利用希望月からの就労予定が決まっている場合には、予定の就労証明書の提出で申込みできます。）
※後日、就労中の就労証明書と「変更届」が必要です。

Q. 職業訓練・看護学校に通う。利用はできる？

A. ご利用可能です。学校の在学証明と通学している時間帯がわかるカリキュラムの添付が必要となります。

Q. 急に病気で入院になった。利用できる？

A. 「利用申込書」と「病気等・出産・就学申立書」、及び診断書（入院期間を明記）を提出してください。内容確認後、申込み期限外でも受付させていただく場合があります。

Q. 「利用申込書」は郵送してもらえる？

A. 郵送はしていませんので、取りに行けない時は、尾道市のホームページから取得するなどしてください。また、申込みも郵送では原則受付をしていません。

Q. いつまでに手続きするの？

A. 入会希望月の前月10日までに必要書類をそろえて提出してください。（20日頃に郵送で通知します）～詳しくは3頁「7（3）」参照
※10日が休日の場合は前開庁日までです。

Q. 申込期限を過ぎたらどうなるの？

A. 次の月の申込み審査対象になります。

利用料について

Q. 口座振替にしたい。

A. 金融機関で手続きをお願いします。記入用紙は金融機関にあります。（クラブでは受け付けていません。）

※口座振替依頼書の「納入義務者」は、クラブ利用申込書の「申込者（保護者）」を記入ください。

※登録を確実にするため、納付書に記載の整理番号を記入してください。

Q. 延長利用料を電子マネーや振込で支払いたい。

A. お手数ですが、指定金融機関窓口でお支払いください。

Q. 就学援助（生活保護など）を受けている。利用料は変わる？

A. 利用料の「減免申請書」で届けが必要となります。各連携部署に照会し、回答を確認してから通知になります。確定すれば全額免除となります。

利用について

Q. 18時半までに迎えに行けない。

A. クラブの開設時間は18：30までです。一部クラブを除いて延長はありませんので、お迎えは時間厳守をお願いします。お迎えができない場合は、ファミリーサポート制度等を利用しお迎えをお願いします。（ファミリーサポート制度は事前に登録が必要です。）

Q. クラブ入会にあたり、スポーツ保険は必ず入らないといけないか？

A. クラブを利用する児童は必ず加入が必要です。（年度末まで有効。年度途中の入会でも一律800円。退会しても返金はありません。）

Q. 月～金の利用から月～土の利用に変更したい。

A. 変更届と土曜日就労が確認できる就労証明書が必要です。（前月10日までの届出）

Q. 年間利用から長期休業日のみに変更したい。

A. 「退会届」の提出による辞退が必要となり、【長期休業日のみ】利用で再申込みをしていただく必要があります。

※就労状況が変わらない場合は「利用申込書」のみで構いません。

※再申込みの場合は再審査となり必ず入所できるとは限りませんのでご注意ください。

Q. 年間（長期休業日を除）で利用中だが、やっぱり夏休みも利用したい。

A. **6月10日までに**変更届が必要です。（変更内容：2. 年間利用（長期休業日を除く）→1. 年間利用（長期休業日を含む））

Q. 長期休業日のみ利用中だが、冬休み（12月・1月）のうち、1月だけ利用しないが何か手続きが必要？

A. 12月末で退会する手続きが必要となります。3月の春休みを利用する場合には、2月10日までに新たに再申込みが必要となります。「退会届」なしで利用をお休みされた場合は出席日数に関わらず利用料は通常通りかかります。

※再申込みの場合は再審査となり必ず入所できるとは限りませんのでご注意ください。

※就労状況に変更がない場合には就労証明は必要ありません。

Q. 就労先・就労時間等内容が変わった。何が必要？

A. 新しい就労証明書と「変更届」が必要です。（就労先変更の場合、添付書類は新しいものが用意でき次第提出）

Q. 転居でクラブを変えたい。

A. 「退会届」の提出による辞退が必要となり、再申込みをしていただく必要があります。
※就労状況が変わらない場合は「利用申込書」のみで構いません。
※再申込みの場合は再審査となり必ず入所できるとは限りませんのでご注意ください。

Q. 申込の保護者が変わる。転居で住所が変わった。手続きは？

A. 「変更届」が必要です。
※保護者変更の場合、納付書・口座振替が変更になりますので別途郵送で通知します。

Q. 申込みは就労のためだったけど、出産する。クラブは利用できる？

A. 産前産後2カ月利用可能です。「変更届」と「病気等・出産・就学申立書」、及び「親子(母子)手帳の表紙・分娩予定日(自分で記入)のコピー」を添付してご提出ください。(育休中はご利用いただけません。)

Q. 育休復帰の予定が変わった。何が必要？

A. 「利用承諾通知」を受取後の場合は、「変更届」と新しい復職(予定)日が記載された就労証明書の提出が必要です。
「利用承諾通知」が未決定の場合は、「利用申込書」と新しい復職(予定)日が記載された就労証明書の提出が必要です。

Q. 仕事を辞めて、求職中。クラブは利用できる？

A. 「退会届」の提出による辞退が必要となり、就労が決まってからの再申込みになります。
クラブを利用中の方は子育て支援課へご相談ください。
※再申込みの場合は再審査となり必ず入所できるとは限りませんのでご注意ください。

Q. 退会の手続きって必要？

A. 「退会届」が必要となります。当月の10日までの届けが原則ですが、月末まで受付をしています。
※遑っての退会はできませんのでご注意ください。

Q. 子どもが骨折して1カ月以上利用しないが何か手続きが必要？

A. 「休止届」が必要です。休止期間の利用料はかかりません。(1カ月単位で)
※1カ月のうち、1日でもクラブを利用していれば利用料がかかります。

その他について

Q. 待機になった。再度申込みが必要？

A. 再申込みは必要ありません。児童クラブの利用可能となった場合は、順次利用承諾書の発送をもって通知いたします。
※待機中に利用要件、家族構成の変更がある場合は、その都度子育て支援課へご連絡ください。
※待機状態を辞退する場合は、「辞退届」の提出が必要です。

令和 8 年度 利用希望期間

	始	終
春休み	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 5 日
1 学期	令和 8 年 4 月 6 日	令和 8 年 7 月 2 0 日
夏休み	令和 8 年 7 月 2 1 日	令和 8 年 8 月 3 1 日
2 学期	令和 8 年 9 月 1 日	令和 8 年 1 2 月 2 3 日
冬休み	令和 8 年 1 2 月 2 4 日	令和 9 年 1 月 6 日
3 学期	令和 9 年 1 月 7 日	令和 9 年 3 月 2 5 日
春休み	令和 9 年 3 月 2 6 日	令和 9 年 3 月 3 1 日
1. 年間利用(長期休業日を含む)	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日	
2. 年間利用(長期休業日を除く)	令和 8 年 4 月 6 日～令和 9 年 3 月 2 5 日	
3. 長期休業日のみ	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日	

※上記の表を参考に実際に利用される開始日・終了日を記入してください。

冬休みのみ利用するために「3. 長期休業のみ」で申込みをされる場合

例) 令和 8 年 1 2 月 2 4 日～令和 9 年 1 月 6 日 のように記入してください

令和 8 年度年齢早見表

小学 1 年生	平成 3 1 (2 0 1 9) 年 4 月 2 日～令和 2 (2 0 2 0) 年 4 月 1 日
小学 2 年生	平成 3 0 (2 0 1 8) 年 4 月 2 日～平成 3 1 (2 0 1 9) 年 4 月 1 日
小学 3 年生	平成 2 9 (2 0 1 7) 年 4 月 2 日～平成 3 0 (2 0 1 8) 年 4 月 1 日
小学 4 年生	平成 2 8 (2 0 1 6) 年 4 月 2 日～平成 2 9 (2 0 1 7) 年 4 月 1 日
小学 5 年生	平成 2 7 (2 0 1 5) 年 4 月 2 日～平成 2 8 (2 0 1 6) 年 4 月 1 日
小学 6 年生	平成 2 6 (2 0 1 4) 年 4 月 2 日～平成 2 7 (2 0 1 5) 年 4 月 1 日

尾道市ホームページ「尾道市放課後児童クラブの利用について」を参照

<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/site/onohug/9787.html>



尾道市
子育て応援サイト



おのはぐ 

